

災害補償規定等による死亡保険金受取人指定に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定等をいいます。なお、保険金額が被保険者である従業員等に対し弔慰金、退職金の支払いに充当される額を超過する場合には、その超過額が保険契約者の費用等に充当されることが規定されたものとします。

第2条 (災害補償規定等の備え付け)

保険契約者が企業等で、傷害死亡保険金支払特約第13条（死亡保険金受取人の変更）（1）または疾病死亡保険金支払特約第12条（死亡保険金受取人の変更）（1）にかかわらず、各被保険者からの書面による同意以外の方法により保険契約者を死亡保険金受取人と定める場合は、この特約により、保険契約者は災害補償規定等を備え、当会社がその写しの提出を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条 (保険金の請求)

(1) 傷害死亡保険金または疾病死亡保険金を受け取るべき者が傷害死亡保険金または疾病死亡保険金の支払を請求する場合は、海外旅行保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に定められた書類の他に、下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	受給者（＊1）が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
②	受給者（＊1）が保険契約者から金銭を受領したことが確認できる書類
③	保険契約者が受給者（＊1）に金銭を支払ったことが確認できる書類

(2) 保険契約者は、やむを得ず死亡保険金受領後に（1）の表の②または③の書類を提出する場合には、保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

(3) 当会社は、（2）で規定する書類が期日までに提出されず、遺族補償が行われたことが確認できなかった場合には、保険契約者に支払われた死亡保険金の返還を求めるができるものとします。なお、死亡保険金が当会社に返還された場合には、当会社は既に払い込まれた保険料のうち、その返還分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

（＊1） 遺族補償を受けるべき者をいいます。